

## 国土利用計画審議会の役割

- ・第38条審議会への諮問手続は、都道府県土の事情に詳しい有識者から、大所高所の観点から都道府県土の利用について意見を聴取し、土地政策に反映していくことに大きな意義があると考えられる。（国土交通省「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針（令和6年6月）」）

## 土地利用基本計画及び土地利用基本計画図の概要

### 1 土地利用基本計画の構成

- ・土地利用基本計画は、土地利用の調整等に関する事項（法第9条第3項）として、土地利用の調整等に関する事項を文章で表示したもの（以下「計画書」という。）と法第9条第2項第1号から第5号までに掲げる地域（以下「五地域」という。）を定めた地形図（以下「計画図」という。）から構成される。  
※五地域：（1）都市地域、（2）農業地域、（3）森林地域、（4）自然公園地域、（5）自然保全地域

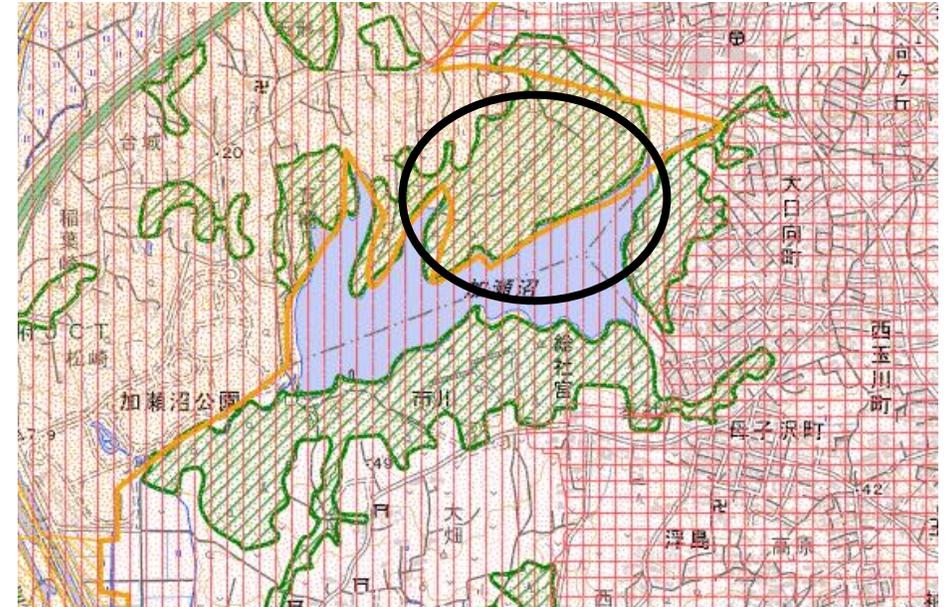
### 2 土地利用基本計画における五地域と個別法の関係

五 地 域	都市地域	即する	個別 規 制 法	都市計画法	都市計画区域
	農業地域			農振法	農業振興地域
	森林地域			森林法	地域森林計画対象民有林等
	自然公園地域			自然公園法	国立・国定公園等
	自然保全地域			自然環境保全法	県自然環境保全地域等

### 3 土地利用基本計画図と個別規制法に基づく区域等との関係

- ・個別規制法による地域・区域を変更しようとする場合には、土地利用基本計画の趣旨に則し、総合的に調整する必要があるため、あらかじめ土地利用基本計画の変更を行うこととしている。（土地利用研究会「国土利用計画法一問一答 土地取引規制編（改訂7版）」）

<参考>例）複数地域が重複する箇所（三重複地域：都市+農地+森林）  
利府町加瀬沼西部



## 現在の運用の根拠

第55回宮城県国土利用計画審議会（平成23年1月18日開催）において以下のとおり審議し、運用の変更を決定した。

### ○《土地利用基本計画図の変更に関する審議》

【変更案件の現状】森林地域の縮小案件が多い。

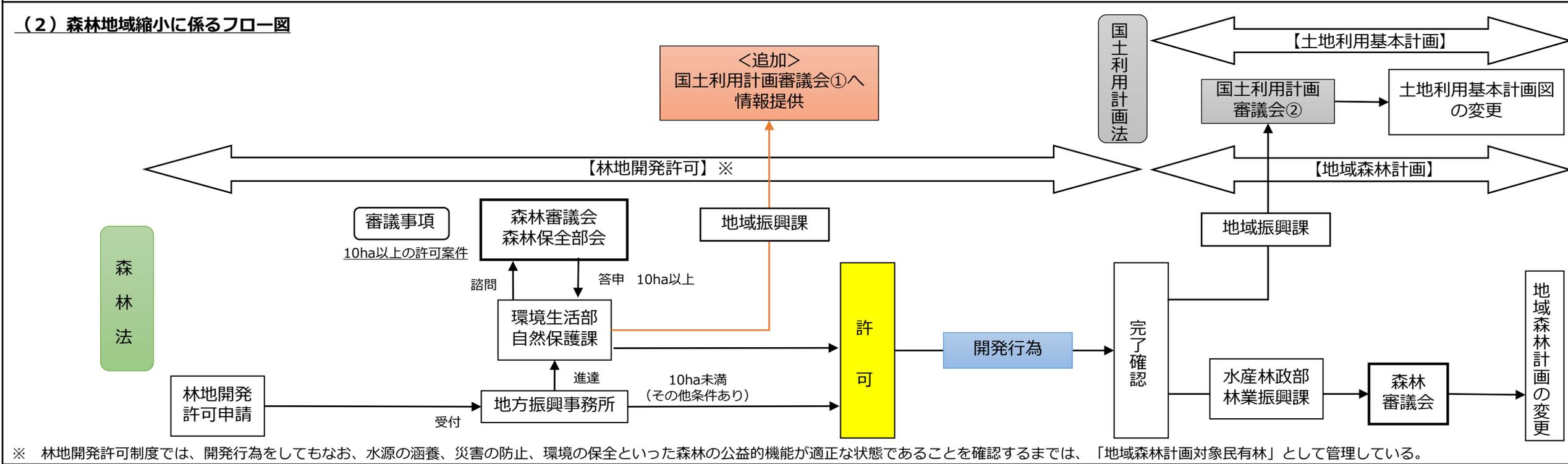
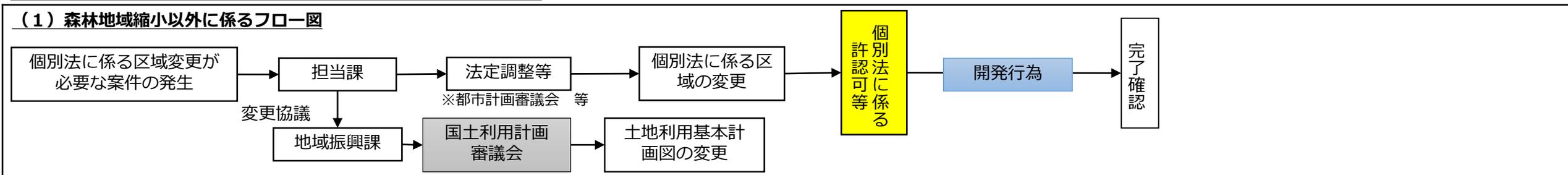
【問題点・課題】森林地域の縮小に関する審議は、林地開発完了後の後追いとなっている。

### ○【運用上の改善策】

- ①「森林地域の縮小」は、審議時点で既に森林法に基づく許可を経た開発行為が完了しており、審議会で審議を行う必要性に乏しいので、個別案件は審議対象とせず、報告事項とする。
- ②「その他の地域の変更」及び「森林地域の拡大」については、あらかじめ審議することの実質的な意義があるため、従来どおり審議対象とする。

# 宮城県国土利用計画審議会に係る森林地域縮小の取扱いについて

## 土地利用基本計画図変更に係るフロー図



## 森林地域縮小の取扱いに係る課題と対応案

現状の課題	対応案
<ul style="list-style-type: none"> <li>「森林地域の縮小」は、森林法に基づく許可取得後の開発行為完了後に事後報告されており、審議会における報告は開発行為完了後となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林審議会での審議内容を国土利用計画審議会①にて情報を入手後早期に情報提供し、情報共有する。</li> <li>国土利用計画審議会における意見は、議事録として残すとともに関係課に共有する。</li> <li>「森林地域の縮小」については、開発行為完了後、宮城県国土利用計画審議会②において改めて報告する。</li> </ul>